



News 6月号 News 6月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/蛭川 邦弘

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆ YouTube の収益の申請について ☆

YouTube で収益化を行っている個人・法人について、早ければ6月より源泉徴収税の控除が開始される可能性があります。

Google は、令和3年5月31日までにGoogleに対して、税務情報の申請が必要な旨の通知を行っています。税務情報を申請しなかった場合、総収益の24%が税金として徴収されます。

日本に在住しているクリエイターが申請した場合には、日本と米国間で租税条約が結ばれているため、税金は控除されません。

申請を行わずに税金が控除された場合には、所得税又は法人税の申告の際に、二重課税にならない為の制度がありますので、担当者にご相談下さい。

☆ 月次支援金について ☆

一時支援金の申請の受付が5月31日に終了しました。一時支援金は、2021年1月から3月の売上が、飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、2019年又は2020年の同月と比べて、事業収入が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、2019年又は2020年の1月から3月の合計売上から2021年の対象月の売上×3ヶ月を引いた金額が給付される制度でした。

新たに、2021年4月から6月までの売上を対象とした月次支援金の申請が、6月の中下旬より始まります。一時支援金は、1回の申請しか出来ませんでした。月次支援金は、4月・5月・6月の毎月の申請となります。1月から3月の売上の減少が無かった為に、一時支援金の対象外となった個人・法人の方についても、4月から6月の売上が減少した場合には対象となります。

1回の給付金の上限は、中小法人20万円、個人事業者等10万円です。

申請期限が8月中下旬の予定となっていますので、売上が減少している場合には、早めに担当者にご相談下さい。

☆ 市区町村独自の支援金・補助金について ☆

一時支援金の上乗せで給付する制度、家賃の補助など、市区町村独自で行っている支援金・補助金があります。市区町村で行っているものについては、全てをご案内出来ていません。

一度お住まい又は会社の本店所在地の市区町村のホームページをご確認下さい。

申請代行については、申請期限が短くご対応出来ない場合もございますので、担当者にご相談下さい。

☆ コラム (飯島のつぶやき) ☆

バナナのたたき売り

儲かったお金がどうなっていくのか？

これは、稲森和夫氏が会計の本質を経理部長に話した時の逸話です。

「バナナのたたき売り」

●営業 (バナナをたたき売る)

売上…1房 150円×20房=3,000円

仕入…1房 50円×20房=1,000円

利益…3,000円-1,000円=2,000円

●設備投資 (商売道具を揃える)

バナナを置く台、台に掛ける布、たたき売りの棒など商売道具一式 1,500円

利益 2,000円-商売道具一式 1,500円=手許現金 (純利益) 500円

●税金

税務署より2,000円の利益に対し、30%の税金 (600円) の納付命令あり

※商売道具一式は「費用」ではなく「資産」だと言われた。

手許現金 500円-税金 600円=△100円 (不足)

●結論

利益が出ていても、結局安心して使えるのは手許にあるキャッシュしかないのです。

一手間のサービス

もっと喜んでくれることはなんだろう？

相手の「こうなったらいいな」はなんだろう？

絶えずここに意識を向けてないと一手間は生まれません。

例えば「弁当買ってきて」と依頼されて、「はい」と言って弁当を買ってくるのは普通。ここでゼロベース。

「お茶いりますか」と聞けるのか？

「今日はサービス期間だから、クーポンありますよ」と言えるのか？

オフィスにお茶があるのなら黙ってお茶も一緒にだせるのか？

「わたし、食後にコーヒー飲みたいので一緒に買ってきますけど」と気遣いできるのか？

そんなことが一手間です。欲を出すのです。

今月の一言

『騙されて人間がわかる。失敗して世間がわかる。』

悲しんで幸せがわかる』 荒了寛さん (僧、画家)

要は捉え方一つ。一度しかない人生、前向きに生きて行きたい。すべて陽転思考ですね。